子ども、実親、里親養育を支援する ソーシャルワーク

日本社会事業大学専門職大学院 准教授 宮島 清

昨日、東京都の児童福祉審議会がありました。 来年の夏までかけて、里親養育あるいは里親委 託の在り方を見直すという審議会の特別部会 が設置されています。私もそのメンバーに加え ていただいて8月の上旬から昨日まで計4回 開催されました。昨日は現場の方々、里親当事 者、乳児院・児童養護施設の関係者、その他に 以前東京都が設置していた養育支援家庭セン ターで実践されていた方とか、ご自身が里親家 庭で育ってその家庭が今ファミリーホームと なり、そこで補助員をされている方とか、そう いう方々の話をヒアリングという形で聴く機 会が夜までありまして、その方々の話が聞けて 非常に学びになりました。

逐語の議事録が出るので東京都のホームペ ージで是非ご覧になっていただければと思い ます。特に当日配られた資料がすごくいいんで す。中でも乳児院の方が書かれたレジメの内容 がよかった。子どもの権利の代弁者として綴ら れた内容でした。よく里親の集まりがあると 往々にして施設のことを悪く言う傾向がある。 そのようにすると、施設の方が実際にはどう考 えで、どう取り組まれているかが隠されてしま う。今回の資料は東京都の乳児院部会でまとめ たものですが、素晴らしい内容でした。また、 実際に養育家庭をされている方が、当事者とし ての立場と研究者としての立場の両方から語 られた。この内容からも教えられました。その 他、里親家庭で育ち今ファミリーホームの補助 員として働いている方の自身の体験と、この方 が現在養育に関わっている子どもたちの声も 紹介してくださって、とても素敵でした。

なぜこの話を最初にしたかと言うと、当事者の語りと実践者の感じていることが大切で、一番説得力があると思ったからなんです。今日は、そういう人たちを前にして話しをさせて頂くかたちですのでちょっと辛いところがあるんですが、私の拙い話の言い訳にもなるかなという意図で申し上げました。私の話は、おそらく抽象的であったり現実感がないと思われたりすることもあるかもしれませんが、皆さんの実践と照らし合わせて聞いていただければと思います。その上で、午後の協議で深めていただければと考えています。

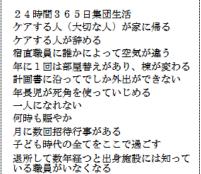
関東地方の各地の児童相談所の若手のワーカーを対象に話す機会をいただき、今回はその際の資料を使った話になります。したがって、基本的な内容になっていると思います。「子ども、実親、里親養育を支援するソーシャルワーク」という題でお話しさせて頂きます。

里親委託の必要性を共有すること

まず、最初に申し上げたいことは、里親委託が必要なのだということの再確認です。それに合意して、それに対して意志を持つことが不可欠だと思います。失礼な言い方かもしれませんが、里親養育は非常に手のかかることなんです。子どもを里親さんに受け入れていただいて、子どもの幸せを実現する。里親家庭にとっても新しい子どもが加わることで大変なことが起こるかも知れない。起きることに一つ一つ対応していく。実親の方は施設で育てることを望む例が圧倒的に多いのが現実ですから、大変なことなんです。ですから、意図は分かっていても、なかなか選択しづらいことが現実だと思います。そこで改めて里親委託をするということは

普通でない暮らしをしてきた子どもに 普通でない暮らしを強いてはならない

- 暖かくさっぱりした布団がない
- ハウスダストがいっぱい
- 物が散乱
- 臭いが充満している
- 電気、ガス、水道が止まる
- 暖かい食べ物がない
- 居留守をして嘘をつくのが当たり前
- 怒鳴られ、叩かれ、包丁を向けられる • 父親が母親を殴り、髪を驚づかみにす
- 違った男が入れ替わり出入りする
- 寝ていると触られ、性交を求められる
- 親子で閉じこもり、外と接点が無い 親が洒浸りで働かない
- 修学旅行に行けない



すから、そこでは 子どもたちにと って当たり前の 暮らしを実現し なければいけな い。この当たり前 の暮らしも定義 が難しいですが、 施設職員がどん なに努力しても、 残念ながら達成 できないものが あるということ への合意が必要

大事なことだという考えを共有することが必 要だと思います。今日は施設の関係者も多いと 伺っていますが、養育の不調を経験して傷つい ている子どもが多くいる状況下で、本当に里親 委託が適切な選択なのかという判断に対して あやふやになることが当然起こると思います。 実親への説明にしても、意志をもって本気で説 明しないと伝わらないと思います。ですから、 子どもにとって里親委託がどうしても必要な 選択なんだということを意識することが大切 です。これは全て里親委託がよいという意味で はなく、問題や課題も多い訳ですが、里親委託 の必要性を確認することが必要だということ です。

対象とする子どもたちは普通でない暮らし をして来ています。普通とは何かということ自 体難しいことですが、かなり困難な生活を余儀 なくされてきていることは事実です。それだけ に、家庭に留まることが望ましいし、それを支 えることのほうが大事だと考えるけれども、そ れができないレベルでとなったということで 代替的なケアが必要と判断されたわけです。で です。

昨日目にした乳児院の方の文章が素晴らし かったと先程触れましたが、それにもはっきり 書いてありました。あそこまで明確に書かれた ものを、今まで見たことがありませんでした。 乳児院の職員がこの子には里親が望ましいと 思っても、里親委託が進まないのは児童相談所 の動きが悪いからだという非難の声は今まで 何度も耳にしていましたけれどそれを超える ものを私は知りませんでした。今回のように、 自分たちに焦点をあてて、自分たちは子どもに 家庭が必要だと願っていると明確に言われた ものは初めてでした。

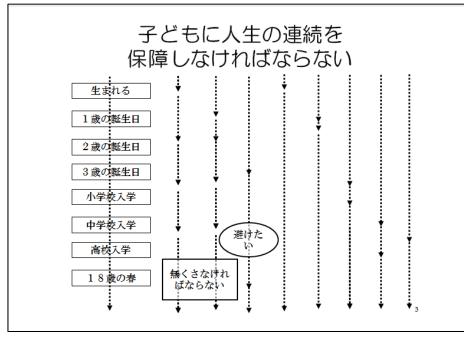
児童養護施設にとっては、不調の子どもを受 け入れている経験から、複雑な思いを持ってい る。また、関わりが難しいケースが増えている ので、こんな困難な子どもたちを里親さんが受 け止められるのか、大丈夫なのかという思いを 抱くことが当然だと思いますが、施設にはどう しても限界があること、そしてそれを乗り越え るためには里親委託を選択することが必要な のだという意志を持つべきだと考えます。

私は、子どもは本来、家族のもとで育てられ るものだが、それができないということは、極 自然にあることなのだと思っています。それは 避けられない。だから社会的養護、代替的監護 が必要です。しかし、そこから先が問題です。 それはなるべく短期間で、親御さんのもとに帰 れるのが望ましい。それができる場合はそのよ うに援助されるべきです。しかし、それが、そ うできない子どもたちがたくさんいるにもか かわらず、子ども時代のすべてを代替的監護、 狭い意味での社会的養護を受け続ける子ども がいます。そして今の日本では、そこで提供さ れるものが、子どもたちの人生をぶつ切れにす ることを余儀なくするシステムだと思うので、 それをなんとかしなければいけないと思って いるわけです。

パワーポイントで示した図は赤ちゃんの時から社会的養護のもとで暮らし、そして18歳を過ぎ20歳まで社会的養護のもとにいた子どものことを表したものです。

産科で生まれた直後から乳児院に入り、乳児院 には平均で1年4ヶ月いるというデータがあ りますが、短期間の子どももいるので、実際は

概ね2年間をずっと乳児院で過ごす子どもが 多くいるわけです。乳児院の方は必死の思いで 子ども看ておられますが、勤務のローテンショ ンに従って保育者が代わるのは避けられませ ん。そして法律上は小学校に入学するまでいる ことはできますが、実際は2歳から3歳になる 間に児童養護施設に措置変更します。その児童 養護施設では、その多くが幼児は幼児の部屋で 生活している。つまりここで一旦、養育者が代 わるので、子どもは新たな愛着対象を求め、担 当の保育士さんにかじりつくような関係性と なります。一方、保育士もその子を置いて自宅 に帰ることに後ろめたさを感じるような状態 になる。そうこうして幼児の時代を過ごすわけ です。小学生になると今度は学齢児の部屋に移 ります。今は縦割りの構成で生活するところが 多くなっていますが、そうでないところもある と思います。小学校時代が終わり、中学生にな り、いろんなトラブルがあって児童養護施設に 居続けることができなくなると、今度は児童自 立支援施設に措置変更というケースもあるわ けです。また、子ども同士の人間関係や職員の 退職などによって、その間にも絶えず養育者の



交代や部屋替えが行われます。子どもたちは、自分を大事にしてくれた職員が映失なるというできまいうととになります。

10年もたつと職員 がほとんど代わって しまうようなことも あります。子ども時 代を施設で過ごし、 かつ養育者が頻繁に 代わることを余儀なくされる。このことが今の 日本の社会的養護の仕組みの中では避けられ ない実態であることを考えなければならない。

こちらの例では、赤ちゃんの時から入所するわけではありませんが、0歳児は、ひとたび虐待があるということになれば、危険度が高く保護する可能性は高くなります。虐待防止のために分離することになる場合、親子関係の課題と同時に親御さんにもご自身の課題や生活課題を抱えていることがほとんどですから、同じような経過を辿ることになります。長期化する中で、子どもの子ども時代が何度も分断される。このことを何としても避けていくことが必要になります。がんばって様々な試みをしても永続性の保証は、施設養護ではかなり難しいことだと思います。虐待で保護されるのは幼児が多い訳ですが、幼児の時代から、施設生活がずっと続くことも避けたいと思います。

特に赤ちゃんの時に分離して家庭に戻るこ とが難しい子どもであれば、これは里親委託プ ラス養子縁組によって新しい養育者との間で 継続的な生活ができる家庭をもつことが、その 子にとってとても大事で、それを実現していく ことが必要だと思います。当たり前のことで、 皆さんもお分かりだと思いますが、乳児院や児 童養護施設の方々は必死に頑張っていて、よい ケアをしているけれども、施設養護の限界から、 十分に提供しきれない、あるいは避けられない ことがあると思います。例えば、子どもが暮ら しの中で様々な体験をするということについ てです。家庭的養護ということが言われるよう になって家庭に近い環境が用意されることに なっても、そこで体験する生活体験の豊かさは、 家庭と施設では段違いだと思います。施設養護 では、施設と地域とが直接つながるということ がすごく難しいと思います。矛盾するようです

が、子どもは地域とつながっているんですね。 例えば小学校とか。でも施設養護の場合には、 養育者がそこに住んでいるわけではない。そこ で養育者が地域とつながることは難しい訳で す。かろうじて施設が施設として地域とつなが っているのがやっとだと思います。そういう中 で多様な生活体験と、地域での体験を提供する のは本当に難しいことだと思います。一人の時 間を過ごすことと、家族メンバーが歳をとって いくことや病気になること、そしてそれを乗り 越えようとすることなどを経験できるのは、や はり家庭養護でなければできない。家庭的養護 ではできないと思います。そして、そのことが 18 歳を越えてから約 60 年続く人生に影響を 与え続けることになる。このことを、非常に悔 しいことですが、認めていくことが必要だと思 います。繰り返しになりますが、このようなこ とも含めて考えたとき、家庭養護を実現してい くことは手間がかかって本当に大変なことで すけれども目指さなければならないというこ とに合意する必要があると思います。

私のゼミにも毎年、児童養護施設の職員の方が何名か入学して来られます。実は私の大学は専門職大学院なので学生の平均年齢は45歳を越えていて、20代半ばから年齢の高い方では70代の方もおられます。そうした中で頑張っている方もおられますから、軽々しいことは言えないとは思いますが、その人たちがやっている努力を認めた上で、先ほど申し上げたことを問いかけています。

施設の方にしばしばお聞きすることですが、 施設にいても里親や里親制度のことをよく知 らないので、イメージできなかったということ を言われる人が多いと思います。今日ここに来 られた方はイメージが持てたとしても、自分の 施設のメンバーがみんな同じように里親養育

特定のメンバーとの継続した関係と豊かな 生活体験

- □ 多くの児童養護施設は、必死に頑張っている
- たくさんの良いケアを受けている
- □ しかし、以下は十分でない、避けられない 複数の乳幼児を抱き上げ、手をつなぐこと 生活の中で、ずっと一緒にいること 幼児を置いて帰宅すること 暮らしの中で、様々なことを体験すること ひとりの時間を過ごすこと 隣人の暮らしや家族メンバーの生老病死を感じること と部屋替え、職員の退職、他児のトラブルや退所 職員が自分の人生に迷いを持つこと
- ・ 地域毎に「良いケア」「ニーズを満たしてくれる」 里親が必要
- 日々の養育と法的な親を必要とする子どもには養親が必要

のことをイメージできているかどうかについては、大変ばらつきがあることだと思います。

次の話も当たり前のことです。里親制度が社会的養護であって、それは子どもへの支援と、実親への支援であるということです。しかし、このあたりまえのことが、なぜか、里親制度では子どもが中心で、次に大切なのが実親の利益であるということが見落とされてしまうことがあります。歴史の中で、それが見落とされてきた。しかも近年の歴史の中で…。

日本では、昭和 20 年代、かなり里親委託が盛んにされていたようです。全養護の 20%ぐらいが里親委託だったようです。昭和 30 年代の頭まではその勢いがあったんですが、その後どんどん少なくなりました。数字的には 30 年代半ばにピークがありますが、それは委託したケースが継続しているからで、委託そのものは30 年代頭を境に衰退に向かったと私は考えています。新たな委託の推移を見ればそういうふうに見えてきます。昭和 30 年代半ばから、里親制度への誤解が始まってしまって、その当時、里親登録を抹消する仕組みがなかったものですから、未委託里親が多数いるのに子どもが委

託されていないじゃないか、 厚労省の記録にも、子ども を待っている里親に預ける べきであるという表現に変 わっては子どものために里親 を代は子どものために里親 を求めるんです。昭和20 年代はめるが盛んに行 を求めるんですが盛んに行 れてなると里親が余ってた ないるとともを渡せみたい ないるとさんです。そのあ な話になるんです。そのあ な話になるんどんどんと とりから、どんどんのの 里親委託が衰退して行く。

そして、子どもをもらうという意味での養子縁 組と混同されるようになってしまう。一方、高 度経済成長で社会が豊かになったこともあっ て、社会的養護そのものが見落とされるように なった。中卒までなんとか面倒を見れば、金の 卵として社会で受け止めてくれる。それが変わ ってきて、今度は虐待の問題が発見されるよう になって、受け皿が足りないぞということにな るのですね。平成6・7年に社会的養護のもと にいる子どもの数が一番減ったんですが、それ からまた増え始めた訳です。受け皿が足りない となって、改めて里親制度を考え直すことにな るんです。その頃になって初めて、子どもたち を受け入れて育てる里親さんってご苦労され ているんだなと再発見されてくるんです。「申 し訳ない」ということになるんですね。そこで 里親支援という概念が出て来るんです。平成 20 年の児童福祉法改正によって里親支援をす ることが都道府県の責務となります。そこでは、 里親に丸投げする委託よりは進んだかもしれ ませんが、里親の大変さだけに目が行ってしま った。つまり里親支援であって里親養育支援で はないんです。これは少しずれている。昭和

30 年代のずれと比べれば、まだまともなものだとは思いますが、やはりずれが生じていると考えています。そのずれとは何か。それは、里親制度は子どもが中心、次に実親、その後に里親さんの養育を支えること、その3つの支援の統合こそが里親制度なんだという理解が失われることが起こった。そこで、それを取り戻してぶれないようにすることがとても大事なことだと思います。「里親支援」と「里親養育支援」を区別して考える必要があると思います。

里親支援と里親養育支援

里親さんの困難さへの注目ということは大事だと思います。ここでまた里親支援という言葉で言われた時と、今申し上げた里親養育支援との違いの話ですが、里親支援と言われた当時、支援が必要だということが受け入れられて、都道府県にそれを行う責務が設けられましたけど、何をすることが支援なのかがはっきりしていなかったと思います。それが現在にまで至っているというのが私の捉え方です。支援といっても何をすればいいのか。里親が子どもを迎えて大変なことはわかる、だから里親を支えなければならない、じゃ相談に乗ることだ。また、

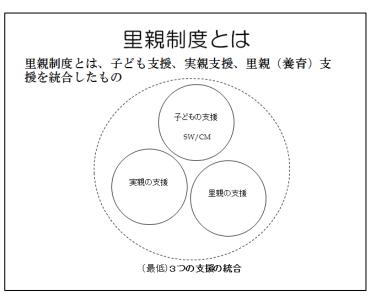
大変だから時々休息を与えるために レスパイトをすればいいのではない か。それに加えて里親さん同士が本 音で語り合える場が大事だというこ と。その3つが始められた訳です。 相談と互いのピュアの語らいの場、 そしてレスパイトですね。でも、里 親支援、さらには里親養育支援にお いてはそれでいいのか、もっと大事 なことがあるのではないかと考える ことが必要だと思います。

東京の杉並区で里親による子ども

への虐待で、委託された子どもが亡くなった事件がありました。そういうことをなくすためには何が必要なのかを考えたときに、相談とレスパイトと相互の語らいの場所を作ることだけでいいのかどうかを問わなければいけなくなるのだと思います。

私は埼玉県の職員として主に児童相談所で 24 年間勤務しました。残念なことに、私が県 の本庁で勤務していた時にも埼玉県で里親の 虐待で一人の子どもが亡くなっています。その 後栃木県でも、同様の事件があったと記憶して います。

どうすればそういうことを無くせるのか、それは子どもにとって最も不幸なことだし、子どものためということを思って子どもを迎えることを決意し里親となった人の人生を狂わせることになります。ですから、そういうことを無くすことが本当の支援ではないかと考えています。その上でやらなければいけないのは、ソーシャルワークあるいはケースマネージメントだと考えています。子どもと実親と里親の3つのソーシャルワーク、ケースマネージメントを統合したものが里親制度だと考えています。



出会うことなしに支援は始まらない

ケースマネージメントあるいはソーシャ ルワークを考える上で、基本中の基本ですが最 も大事なことの一つに、「展開過程」という考 え方やその内容を覚えておくということがあ ります。それがソーシャルワーク、ケースマネ ージメントの実践を成功させるために不可欠

ことです。生活課題を抱えている人にワーカー は支援者として、人間としてきちんと出会うと いうこと。相手の置かれた状況あるいは環境の 中にいる一人の人間である当事者に出会うと いうことです。そしてその人のことを良く知り、 よく解るということです。調査とかアセスメン トという言葉があります。アセスメントについ

だと考えます。ケース マネージメントについ ては、昨年の講義で芝 野松次郎先生が詳しく お話しをされているよ うですので、もはや不 要かもしれませんが、 私にできる範囲でお話 しします。ケースマネ ージメントとソーシャ ルワークをほぼ同義で 使っているという捉え 方もありますが、ほと んどの方が同意される 整理は、ソーシャルワ

ークの一つの技法がケー スマネージメントだとい うものだと思います。い ずれにせよ、ここで大事 なことは、当事者つまり ニーズを抱えた人にきち んと出会うということで す。出会うことなしに支 援は始まらない。まず、 子どもに出会う、実親に 出会う、そして里親に出 会うことが大事です。こ れらはあらゆる分野のソ ーシャルワークに必要な

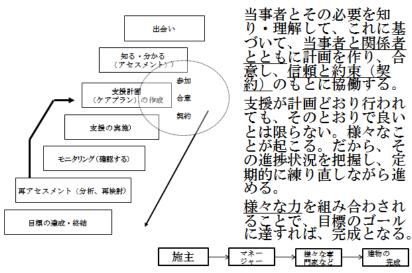
里親支援という「概念」を超える必要 歴史的な推移を踏まえる

支援とは、「相談」の域を ______ 子どもの社会的養護 1 超え、当事者の利益のため (浮浪児対策・子のいない夫婦・労働力確保 に、当事者主体に、あらゆ 子どもを待つ側の利益優先 ることを活用しながら進めるもの Į Ļ 社会の安定期 社会的無関心 児童虐待の再発見と 相談

社会の不安定化 支持・励まし・ 助言が中心 社会的養護の量的不足 支援 困難の中で養育を担う里親 丸投委託への批判 の再発見 里親支援の責務の明記+社会 的養護としての里親の強調

「子ども支援・実親支援・里親養育支援」へ、 相談からSW/CMへ、里親の公性と私性への理解 環境の中の人という理解 生活と人生を応援(総合性) 心の問題も取り扱うが一部 全てのものを活用・協働

支援の展開過程(特徴)



て、評価という訳語がありますが、私は適切な 訳とは思っておりません。そこで、私はアセス メントを「理解する」という言葉に置き換える ようにしています。きちんと出会ってその人を 理解するように努めることが大事です。知るた めには話を聴くことと観察をすること、よく見 つめしつかり付き合うということが必要です。 そのことによって、何らかの課題を抱えている 人のことが分かって、何が必要かを明らかにな って行きます。しかし、それは支援者側が一方 的にこうだと決めつけるのではなく、当事者に 語ってもらってその内容と支援者の側の考え をすり合わせていって、両者が合意をしていく わけです。資料にある参加というのは当事者が 参加するということ、場合によっては関係する 人も参加する。そこで方針を明らかにして契約 するわけです。契約のない支援は難しい。多く の場合成り立ちません。家庭訪問をする時でも、 いついつ訪問するとか、何曜日に行くとかとい った具体的なことを取り決めないまま、いつで も相談に乗りますというのでは分かりにくい ことです。そして、これは、これこれでいきま しょう、という合意があって契約になる。その 契約に基づいて実際の支援を行っていくわけ です。しかしどんなに素晴らしい契約でも、思 い通りにいかなかったり、予定通りにはいかな かったりしますので、実際はどうなるのかを確 認し続けることが大切です。確認し続ける中で、 新たなことが分かってきたり、当初はこうだっ たけど変化してきたなと思ったりすれば再検 討するわけです。そして理解し直すわけです。 じゃ今度はこういう形でやっていきましょう かということを何回か繰り返して、何らかの目 標を定めたところに到達すれば支援の達成と いうことになります。この手順をきちんとやっ ていくことがケースマネージメントでは大切

なことです。ケースマネージメントでは支援者だけが何かを提供するというわけではなくて、世の中にある様々な社会資源や制度を活用していく。里親だからといって何か特化した援助だけを提供すればよいわけではなくて、里親子は地域で暮らすわけですから、地域にある様々なサービスを利用するほうが良い。例えば予防接種なんかも含むし保育もそうです。一時保育やファミリーサポートなども地域の子育て支援サービスとしてあるわけです。学齢児なら学齢児に対する各種のサービス、学校教育の中でも親子にとって一番望ましい形が提供されるようにと、関係者の参加を得て組み入れていくということです。

近年、千葉県で始まった応援ミーティングというのがあります。児童相談所に勤務されている石井耕太郎さんという方で、本当に素敵な方なんですけど、「いちご大福型支援」という言葉を使っておられます。子どもを新たに委託する場合には、いずれもその地域で暮らすわけですから、里親も子どもも地域の様々な機関にも集まってもらって、これから生活を始めますということで、参加者の自己紹介をして、心配なことがあれば語ってもらったり何ができるかも話してもらったりして、じゃ里親養育を始めますということになるんです。まさにケースマネージメントの手法を具体化したものと言えます。

実親を排除しない里親委託

先ほど里親制度・里親養育は、3つの支援の 統合だと申し上げましたが、にもかかわらず、 日本の社会的養護において、特に里親制度では、 実親を排除してきたと言わざるを得ないと思 います。

実親が里親委託に同意しないから里親制度が 進んでいかないとよく言われます。逆にそれを 逃げ道にして、どうすれば実親に里親制度を理 解してもらえるかを放棄してしまうような構 造があることも意識しないとならないと思い ます。子どもたちにとって必要な家庭養護を進 めるためには実親を排除しないことが必要で、 それは実践レベルでもそうですし、システムも 変えていかなければならないと思います。虐待 ケースが多くなり、また、入所中の子どもたち の被虐待経験が多いということで、ますます実 親は肩身の狭い思いをすることになるわけで すけど、実親にそういうレッテルを貼って終わ るのではなく様々な、しかも深刻な生活上の困 難を抱えていて虐待があったとしても、親とし て子どものことが気になり、子どものことを心 配し、子どもの幸せを願っているということの 前提の下で、里親委託を納得してもらい、合意 ができれば、先ほどのような子どもの養育を支 援する輪の中に入ってもらうことが目指すべ きところになります。実親にとって今の里親委 託は、子どもを諦めること、会えなくなること、 そういうことだと思います。ですから、里親委託を選ぶこと、当然のこととして、同意するのが難しい状態にあるわけです。里親委託になれば会えなくなる、自分が親でなくなってしまうというイメージを持たせるようになっていると思います。よく耳にするケースですが、「この子どもは半年前におばあちゃんが面会した。お母さんも過去には2回ほど面会があった。だから里親委託の対象ではないだろう」といったような話があたりまえのように語られることがあります。しかし、本当は、面会があったということをもって、なぜ里親委託ができないのかは問われなければならないことだと思います。

このことはデータでもはっきり裏付けられていまして、厚生労働省が5年に1回調査している「児童養護施設入所児童等調査」があります。最新のものは25年2月1日のデータが、1年ほど前にやっと公表されました。

それによると、外泊があるという子どもは児 童養護施設では 45%、面会があるのは 23%、 面会があって外泊がある場合は外泊の方にカ ウントされているので、両方で7割ぐらいに

実親を排除しない里親委託

- 1. 社会的養護において、「実親」はどう捉えられてきたか?
- 2 <u>虐待とネグレクトへの着目・注目は、実親に烙印を押し、困難を抱えても援助を受けにくくさせたのではないか</u>例:2014年神奈川県厚木市 5 歳児放置死亡事件
- 新たに入所する児童・委託する児童への関心が、新たな環境への適応に偏っていないか? 例:「面会は子どもが慣れるまでの期間、1ヶ月程度 は控えてください。」
- 入所や委託において、「当事者参加」が実現しているか?里 親委託においては、ほとんど実現していないのでは →実親にとって、里親委託は、子どもを諦めること、会え なくなること。選ぶこと、同意することは難しい
- 5. 面会交流の無い子どもだけが、委託の対象になっている?
 - →<u>今年1月末の児童養護施設での研修時の応答</u> 一方で、実親の同意見の乱用を認めない
 - そのような不幸が生じさせない関わり…正確な情報提供

実親が里親委託を選択するために

- 1 実親の同意が難しいとされるのは何故か
- ア 実親にとって利用しずらく、排除される仕組みだから 別添の施設と里親の比較表を参照
- イ 説明に現実感がないのではないか
- ウ 複数回の説明や説得、情報提供をしているか
- 2 実親が子どもを預けるためには
- ア 子どもが幸せになる(適切に養育される)と信じられる
- イ 実親が排除されない(面会できる、子を取られない)
- 重荷を下ろせる (責任を持ってもらえる)
 - ※児童福祉施設の里親支援ワーカーには、面会交流を支援する ことについての実践知と実際に交流を行う場がある。
- *里親に委託されている子どものうち、両親ともいない割合は42.4%であり、乳児院の2.8%と児童養護施設の16.0%に比 べて際立って高い。それでも里親委託されている子どもの内52.2%(不明・不詳が計5.4%ある)には保護者がいる。
- *里親委託されている子どものうち、手紙や電話を含めて面会交流が全く無い子どもの割合は72.4%に上る。
- *これらの数値は、日本では、相変わらず、面会交流のある子どもには家庭養護が保障されず、家庭養護のもとにある子どもには面会交流が保障されない状況が続いているということである。

参照:厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」平成25年2月1日現在

71.9% 前々回

75.5%

実親との面会交流の現場

表 1 4-1 家族との交流関係別児童数

	総数	交流あり			交流なし	不 詳
		帰省	面会	電話・手紙連絡		
里親委託児	4, 534	336	655	241	3, 284	18
	100.0%	7. 4%	14.4%	5.3%	72.4%	0.4%
養護施設児	29, 979	13,772	6,935	3, 864	5, 396	12
	100.0%	45. 9%	23. 1%	12.9%	18.0%	0.0%
情緒障害児	1, 235	684	259	106	183	3
	100.0%	55. 4%	21.0%	8.6%	14.8%	0.2%
自立施設児	1,670	832	420	237	180	1
	100.0%	49. 8%	25. 1%	14. 2%	10.8%	0.1%
乳児院児	3, 147	588	1,704	244	610	1
	100.0%	18. 7%	54.1%	7.8%	19.4%	0.0%
ファミリーホーム児	829	164	218	108	336	3
	100.0%	19. 8%	26. 3%	13.0%	40.5%	0.4%
援助ホーム児	376	76	55	89	155	1
	100.0%	20. 2%	14. 6%	23.7%	41.2%	0.3%

厚生労働省児童養護施設入所児童等調査(平成25年2月1日現在)子どもの権利条 約に照らせば、「実親との交流が有る子どもは、家庭養護を受ける権利を奪われている」 「里親委託されている子どもは、実親と人的交流を維持する権利を奪われている」と言え る。また、自立支援・満年齢後の支援が里親によって担われていることをも表している。

自立への支援

措置委託費 施設整備費

支援、指導、監督、

事故発生時の対応等

あと手紙や電話だけという子どももいます が、それも含めて8割は親子の交流が

います。そして、説明の際に、里親家庭で育て ば幸せになる、こういうメリットがあると、現

里親委託されてい る子どもでは、外泊 も面会も手紙も電 話も一切ないとい う子どもが 72.4% にもなるんです。こ のことは面会や外 泊がある子どもは 里親委託の対象に 選ばれてこなかっ たことを表してい ると思います。ある いはこれまで細々 と面会交流があっ たとしても、里親委

あるんです。でも、

乳児院・児童養護施設 親 里 家庭的で個別的なかかわりが 散育を受けた職員による専門的な かかわりが期待できる。集団生活 子ども ケア 期待できる。個々の里親間の を前提としている。管理者の存在 開きが大きい があり、一定の水準が確保される 傷つきやすい 親としての自尊心 比較的傷つきにくい 経済的負扣 (利用料) 変わらない (施設と同類) 変わらない(里親と同額) 実 親 面会等の交流 般的には、しにくい 比較的しやすい されにくい・低い 情報提供・公開性 比較的されやすい・高い 苦情・要望 言いにくい 比較的言いやすい マッチング、面接による説 明、面会外泊等の全てにおい 電話連絡と資料送付程度で決定さ 委託・入所の準備 て丁寧なかかわりが不可欠と れることが多い。 入所後初期の関わり 定期的な訪問指導等が必要 概ね施設に任せられる 基本的には児童相談所のみで 実親との家庭調整等 恊働ないし施設に任せられる 児童相談所 個々の事例によって大きく異

担当者である児童相談所の責

施設に比べ安価である。

任せられる。

任が問われる。

補助制度はない

利用しやすさという視点から見た里親委託と児童福祉施設との比較

託によって面会交流の権利が奪われているの かも知れません。このような実態のもとに、面 会できなくなると心配する実親がいることに 注目しておかねばならないと思います。

これについては、過去の自分の使い方への自 戒をこめて、言葉の使い方を改めるべきだと思 っています。それは、「里親に出す」という言 葉です。家庭から出された子どもが里親委託さ れる。「養子に出す」とも言うでしょう。でも 「施設に出す」とは言わない。施設には「預け る」と言うでしょう。やっぱり家庭から縁が切 れた子どもが対象だということが里親委託の 現実になってしまっているということだと思 います。そこは「里親に預ける」「里親に委託 する」という言葉を意識的に使わないといけな いと思います。実親が里親委託を選択できるよ うに、実親にとって利用しづらく排除される仕 組みを無くしていくことがとても大事だと思

実感をもって語っていく。そのためには里親家 庭で幸せに育っていく例を見ないといけませ

里親自身の責任と共に、指導 施設及び法人の責任を問うことが

できる。多くの場合、指導・監査

を行う部署は、都道府県の本庁に

置かれている。 里親に比べ高額である。

補助制度がある

なる、長期委託の場合里親に 概ね施設に任せられる

大分県や福岡市で里親委託が進んでいる背 景には、里親家庭で子どもたちが幸せに育つ姿 を見たから、大変でも里親に取り組もうという 姿勢がもたれるようになり共有されることが おこり好循環が生まれたと伺っています。今日 のこの会にも参加されている方がいるようで すが大分県の実践者の皆さんがおっしゃって いることです。

実親の同意をとる努力とは

私が専門職大学院で担当する社会的養護実 践論という科目があるんです。この授業の履修 者には、何人もの児童相談所の現職や経験者が いるのですが、彼らが授業後に書かれたリアク ションペーパーには、児童相談所の仕事は多忙

で報われることは少ないけど、里親さんのとこ ろで暮らしている子どもが幸せそうで里親さ んも幸せそうで、それを見るのが数少ない喜び だということを3人の方が書いていらっしゃ いました。そういう例を私たちが持たないと、 実親を含めて、他の人には伝えられないと思い ます。それも感動をもって伝えないと伝わらな いと思います。そして、実親にリアリティのあ る説明をしないといけないと思います。同時に 一回話してすぐに納得してもらえるはずはな いということもあります。ずっと親であり続け たいと思っている人に、もしかしたら子どもに もう会えないかもしれないと思っている人に 「会えるよ、子どもが幸せになれるよ。あなた を排除するものではないですよ」と言っても一 回で受け入れられないでしょう。複数回の面接 が必要だと思います。赤ちゃんを乳児院に預け た後、児童相談所の業務の忙しさに追われて、 あっという間に一年がたつ。年に一回は保護者 負担金の書類手続きがあるので連絡はする。そ うこうしているうちに二年間が過ぎる。そして 乳児院には、これ以上長くは置けないというこ とになって改めて連絡をとろうとするが連絡 がつかない。会う約束をしても来ない。やっと 会えたとしても、そこで里親委託はどうですか と言ってもすぐにウンと言えないのは当たり 前のことです。ですから、どうすれば同意して もらえるのか。まず、乳児院に預けるときに「お 子さんと別れるのは本当に辛いですよね。生活 が改善されて引き取りができるのがベストで すが、それは難しいことでもあるので、経過を 確認しながら進めていきましょうね。今日は子 どもさんを預ける悲しい日なので詳しい話は できませんが、一ヶ月後、二、三ヶ月後…と月 1回ぐらいは会っていきましょうね。毎回施設 に来てとは言いません。次は私たちが家庭訪問

をします。その次は児童相談所に来てください ませんか…」というように、預けることになっ た初期の頃に三回分ぐらいの面接の約束をし ておけば、かなり確実に三回の面接の機会が持 てる。そして、これを通して、子どもから離れ た生活がどういう方向に行こうとしているの かが見える。三か月目には、「お母さんの揺れ もがんばりも分かる。一方で生活の立て直し、 築き直しは大変困難ですね。三ヶ月経って、子 どもにとってお母さんの存在は大切だから、も う少し考え続けてもらいたいけれども、このま まずっと施設で六ヶ月、一年と生活させること が、お子さんにとっていいかどうか分からない。 本来的には赤ちゃんは、六ヶ月は超えて集団生 活をさせるべきではないと考えています。」と いうことで、四ヶ月目ぐらいで方向性を出して 里親の候補者を見つけて交流をすれば、六ヶ月 目には里親委託を始められるのではないかと 思います。そういう関わりをせずに、里親委託 に対して実親の同意が困難とだけ言うのは、あ ってはならないことだと思います。しかも里親 がどういう方なのかも知っていただいて実親 が安心して預けられる里親委託でなければい けないと思います。

これは養護施設・乳児院と里親を、子どもにとってどうか、実親にとってどうか、児童相談所にとってどうかを比較したものです。里親は家庭的で継続的な関わりが期待できるというメリットがあります。ただ個々の里親の養育の開きがとても大きい。里親家庭はみんな違います。違いがあるのは当然ですが、ケアについて一定水準を満たしていることとか、ケアが密室状態で外から関与できないことについては危険が入り込む余地があり、変えていかなければなりません。施設ケアの安心感を里親養育においても実現していくことが大事だと思います。

また、実親にとって施設に預けることと里親に 預けることでは、自分自身の駄目さ加減という か悲しみの大きさが違います。施設は専門家だ からお願いしても仕方ない。でも自分と同じ一 般の方に自分のできなかった子育てをしても らう。そこには自責の念が生じる構造が生じま すから、自分はできなかったという気持ちにな って当然です。加えて、面会しにくい、実際に いくかについて書かれていますが、今日は 118 番と 119 番を取り上げます。ここには、「子どもの実親あるいは地域との関係を維持しつつ、児童に養護と保護を提供できる公認の里親を各地に整備すべきである」と示されています。これは実親との間で断絶を生じさせない、連続性を確保することが大事だということだと思います。そのためにはたくさんの里親を確保す

どのように養育されているのか見られない。気にかかることがあっても言いにくい。この辺りを変えていく必要があると思います。そうでないと実親が里親委託に同意することは進まないと思います。

このようなお話しは、主に私自身の過去の経験くことに私自身の過伝を聞くているとに照らして話をしているわけですが、内容的には、子どもの権利条約が1989年に採択をあまれた国連の「児童の代替的養護に関する内容とは、実親とのできます。例えば、実親とのどが、実体的に書かれています。

子どものニーズに合わ せた里親の選択

「児童の代替的養護に 関する指針」の第二番目に は里親委託をどう進めて

国連児童の代替的養護に関する指針1

11.代替的養護に関する全ての決定は、<u>家族との接触及び家族への復帰の可能</u> 性を促進し、児童の教育、文化及び社会生活の断絶を最小限にとどめるため、 原則として児童の通常の居住地のできるだけ近くで養護を行うのが望ましい という点を、十分に考慮すべきである。

12. 非公式の養護を含め、代替的養護を受けている児童に関する決定は、安定した家庭を児童に保障すること、及び養護者に対する安全かつ継続的な愛着心という児童の基本的なニーズを満たすことの重要性を十分に尊重すべきであり、一般的に永続性が主要な目標となる。

16. 教育、医療及びその他の基本サービスを受ける権利、アイデンティティの権利、信仰又は信条の自由、言語の自由、財産の保護並びに相続権、ただしこれらに限定されない、親の養護下にない児童にとって特に大切なその他全ての権利を推進し保護することに、注意を払わなければならない。

17. すでに結びつきのある兄弟姉妹は、明らかな虐待の危険性がない限り、又は児童の最善の利益の観点から正当化し得るその他の事由がない限り、原則として代替的養護を理由に分離されるべきではない。いずれの場合も、本人の意思又は利益に反しない限り、兄弟姉妹が互いに連絡を取り合えるようあらゆる努力が行われるべきである。

※「子どもの利益をどう実現するか」の視点がはっきりしている

国連児童の代替的養護に関する指針2

118. 所轉の当局又は機関は、<u>児童のニーズを評価した上、評価したニーズを</u> 里親候補の能力及び資源とマッチさせるシステムを構築し、関係者全員が児 童の委託に対応できるシステムを案出し、関係職員をそのように訓練すべき である。

119. 児童の家族、地域団体、文化的集団とのつながりを維持しつつ児童に養護と保護を提供できる公認の里親を各地に確保すべきである。

120. 里親向けの特別な準備、支援及びカウンセリングサービスを策定し、児童の養護期間中及び養護の前後に、養護者が定期的に利用できるようにすべきである。

121.養護者は、里親組織及び親の養護下にない児童を支援するその他の制度 の中で、自らの意見が聴かれ、方針に影響を及ぼす機会を持つべきである。

122.重要な相互支援を提供し、実践と政策展開に貢献することができる、里 親の団体の設立を奨励すべきである。

※ 特に里親に関する規定

る必要がある。できれば各地に里親がいるよう にする。そうでないと、子どもにとって必要な 里親を選ぶことができない。この辺りの指摘は、 今日の主催者である家庭養護促進協会の米沢 普子さんがかなり以前から、強調されて来たこ とです。はじめに米沢さんの指摘に接したとき には、目からウロコでした。未委託里親はたく さんいるのに、待っている人に預けるべきだと いう声に対して、そうではなくて多様なニーズ を抱えている子どもの養育を里親にお願いす るためには、子どものニーズに合った方をたく さんの里親の中から選ばないといけないと、は っきり書いておられます。一口に子どもと言っ ても、一歳の子どもと五歳、十歳、十四歳、十 七歳の子どもでは全然違うわけですし、性別に よっても違うし、抱えている課題も違う。預け る理由も違うわけですから、それぞれの多様な ニーズに応じる里親さんをたくさん確保する 必要がある。各地でそれが確保できればいいん ですが、これはとても難しいことです。

大分県や福岡市では、これに実際的にとりくんでおられます。校区里親という名前をつけて、中学校区、小学校区に最低一家庭、できれば複数の里親家庭を確保して行こうという運動を展開されています。一人の子どものニーズを満たすためには、その3倍、4倍の資源が必要になるでしょう。現在皆さんがお住いの市町村内から離れて社会的養護の下にいる子どもたちがいるとすれば、その数の3~4倍の里親さんを確保しなければ、その地域の子どもたちのニーズは満たせないということになります。

これを踏まえて、反対側から計算してみると、 里親委託を社会的養護の三分の一にするとい う国の目標に照らし合わせて実現しようとす れば、自分の市町村にいる社会的養護の必要な 子どもの数とほぼ同数の里親を確保しなけれ ば目標は実現できないということです。その上 で、「当該、当局の機関は児童のニーズを評価 した上で、そのニーズを里親候補の能力及び資 源とマッチさせるシステムを構築し、関係者全 員が児童の委託に対応できるシステムを案出 し、関係職員がそのように訓練して…」と、ち ょっと難しいですが、とても大切なことが書か れています。厚生労働省が訳してくれたものに 続いて福岡の NPO の皆さんが、これの訳本を 出されたことはすばらしいことだと思います。 子どもを理解するということは、つまりその子 どものニーズ、個性、事情を分かって、それに 合う里親を探すことになる。里親の能力及び資 源とマッチさせるということですから、里親の アセスメントができていなければダメだとい うことになります。子どもについてのアセスメ ントと里親についてのアセスメントがあって 初めてマッチングが成り立つということです。

冒頭に紹介した東京の乳児院の方が言っておられたことは、自分たちは子どもとずっと暮らしているので、その子がどういう子どもかということは理解しているつもりだ。でも、その子が赤ちゃんから乳児院で大きくなったとしても、この子にどういう里親さんがいいか、今のシステムでは言う場がない。職員としてこういう人ならば安心できるということを子どものために代弁したい。だからマッチングの際に私たちも参加できる仕組みにしてほしいと明確におっしゃっていました。児童相談所は里親についての情報は持っているだろう。でも、それが施設にいる私たちには十分に明かされない。そこで、里親とのマッチングに参加できるようなシステムを要望したのだと思います。

「関係者全員が児童の委託に対応できる仕 組み」ということはマッチング及びその後の関 わりになりますが、子ども自身、子どもが自分 すでに養育されている子どもたちにとっても 適用されるべきことです。

すね。

子どもを里親や養親に託すということ

以下は、明石書店「里親と子ども」VOL9に掲載した「養子縁組あっせんを拡げ、適正化するための多様な論点」中の図である。 これに近いことが、日本の里親委託でも起こる。SWは、子ども、実親、そして里親のそれぞれの権利擁護者(人として捉え、立場に自分を置いて考え、代弁者として主張)する必要がある。



出された子どもを養親候補者が貰う

子が自分を託し、親が子どもを託す。養親候補者は子どもを迎える。

「嫌だ、部屋が狭くなる」などの声が出るという話をされていました。それに、相性もありま

また、渋谷先生が言われていたことですが…、 里親さんには私性と公性がありますね。私生活 というプライベートなところに公的な養育を 受け入れるわけです。プライベートというのは 自分の本音が出る場のわけだから、生理的に受 け入れがたいものがあるときには、それを理解 しないといけない…とおっしゃっていました。 里親さんには、施設にある受託義務がないんで す。自分の私生活に迎え入れるんですから、選 り好みがあって当然だと思います。それは悪い ことではないし、子どもを選んでいるのではな く、自分がリラックスしている場に子どもを迎 えることになるのですから、ありのままの自分 がどうしても受け入れられない場合は、できな いというべきだと思います。それは、実子にも、

不妊治療と里親、養子制度

*子どもを欲する願いは切実→理解が必要→しかしプレゼントする人ではない

*リクルート、マッチング、委託準備→自分を託せるか、自分の子を託せるか *マッチング、打診、意志確認、交流、委託、養育支援→人間を迎える側の立場で

先ほど、養子に出す、里親に出すという言葉を使わないようにしましょうと申し上げましたが、同様に「養子をもらう」というのもありますね。里親でも養親でも、子どもがいたら幸せになれるのではないかという思いは、自然な思いであり切実なものだと思います。

私も現場を離れてもう十年以上になりますが、 現場にいるときには全然気づきませんでした。 教員になって、不妊治療の話を聴くうちに知っ たことですが、夫婦5~6組に1組の割合で不 妊の夫婦がいらっしゃるんですね。夫婦で三十 代中ごろから、或いは四十代になって不妊治療 を始め、それ以後ずっと治療を続けてきて、そ の間にお金も労力も使うし、痛みも感じてこら れる。そして、子どもがほしい、子どもを願う けれども、それが与えられないという切実な悩 みを、もっときちんと理解しておくべきだった と思っています。そういう方たちに対して親を 必要としている子どもたちがいること、その子 どもたちを幸せにしてくれる里親制度がある ことを紹介して、その子どもを迎え入れたいと 言ってきた時に、「里親制度は、養子制度は、 子どものための制度です、社会的養護ですからし と説明するのはいいけれども、いきなり言って も、それは受け入れ難いことなのではないでし ょうか。まず、それまでの不妊治療の営みをき ちんと理解して、「お子さんを願ってずっと治 療されて来られたんですね。そして今回、里親 制度、あるいは養子縁組について関心を持って くださったんですね。ありがとうございます。」 と、その言葉があった後で、子どものための制 度なんですと、子どもが幸せになるには養育者 が幸せにならないといけない。養育者が我慢し て耐えて、子どもだけが幸せにはなりません。 子どもを迎え入れてくださるあなた方も、子ど もも幸せになるのが里親制度だし、養子縁組制 度ですという言い方をしなければいけないと 思います。もちろん自分たちの幸せの手段とし て子どもを利用するという人権感覚の人には ダメだと言わなければなりません。しかし、こ れも、最初から言うのではなく、付き合う中で この人は自分の幸せを願うように子どもの幸 せを願える方だとか、あるいは自分の欲しかっ た子どもを手放すことになった実親の気持ち を思い巡らせられる人か、子どもを得るところ から子どもを迎え入れ育てるところに転換で きる人かどうか、それを見分けることと、その 転換を支援することが大事だと思います。そこ で転換を支援しつつも、五年~十年と不妊治療 を続けて、非配偶者からの人工授精もして、い ったん妊娠をした後に、その子も流産して…と いう人が登録されてから待つ間の心情、それに

具体的な子どもを紹介されたときにこの話を 断ったらもう次の話はないかも知れないと思 う心情なども十分配慮しないと、間違った委託 を押し付けてしまうことになる。そうすると、 子どもに苦しみを与えることになる。受け入れ た里親さんも自分たちの選択が正しかったの かどうか悩むことになる。

そもそも、もともと養子縁組を希望していたけれども、「児童福祉の理解から」と言って里親登録している人もたくさんおられることも忘れてはならないと思います。そういう方が社会的養護を理解してくれているからということで、小さい可愛い子をお願いして、慣らしとして二・三ヶ月間、その子どもが馴染んでくれて幸せを感じ始めた頃、実親の元に戻っていく体験をさせることのプラス面とマイナス面を考えないといけないと思います。そこで人生初の体験として幸せな思いを感じてしまって、そのことが次の委託の際に、委託された子どもの養育に影響を与えることも想定しておく必要があると思います。

里親登録の課題

今の制度では、里親を希望する人を基本的にはすべて受け入れなければならない仕組みですが、これは変えていかなければダメだと思います。子どもを安心して預けられない方に里親になってもらうことはよくないことです。でも一方で、そんな理想的な人が世の中にいるはずがないし、誰しも課題を持っていることも忘れてはならないと思います。そこで、実際的には課題はあるけど、共にやっていけるという人に里親さんになってもらう必要があると思います。里親登録をしないということが、あなたは子育てができない人ですというように認定するわけではなく、パートナーとして一緒にやれ

る自信が我々の側に持てない場合、里親登録は しないという判断、言い換えれば裁量権が、登 録を行う側には認められる必要があると考え ています。そういう実践を一部では始められて いるとも聞いていますが、その内容を聴きたい と思っています。

大阪にはキーアセットがあって頑張って活動されておられます。キーアセットは、川崎市の里親の登録や研修の業務を受託されていると聞いていますが、その川崎市の実践では、登録前にかなり丁寧なやり取りをし、時間をかけて、私たちはあなたの良さをこのように認めますと書き表して、それを登録者である児童相談所に送るということをしていると伺っています。その際にパートナーとして不安がある場合もそれをはっきり示すようにしているということです。このように進める場合には、そこに差別的な取り扱いがあってはいけないわけですから、私たち

多様な里親を確保する

- 1. 子どものニーズの多様性に対応するために不可欠
- 型き取りと観察を大切にする。複数回の接触と異なった状況のもとで行う。例:書類審査、面接室での面接、家庭訪問、家族面接、演習など
- 3. 不可欠なものの有無を確認した上で、共に育てる。
- 4. あらかじめ求める里親像を示し、登録機関に裁量権を 認めることが重要。「組みたい」相手と組むのでなけ れば、良い仕事はできない。合理性と妥当性、力量の 保持が前提となる。
- 5. 養育を必要とする子ども (ニーズ) と里親 (養育、 サービス) を組み合わせる。 (マッチング)
- 6. 起こってくることを予測する。それに備える。実際を 把握し、取り扱う(トリートメント)→まさに、ケースマネジメント

はこういう里親を求めているということを、あらかじめ示した上で、登録を進めていく必要があると思います。では、どんなことが必要かということですが、元々その方のもっている人柄とか人格、人間性が信頼できる方かどうか。そ

れに里親養育の公性について理解をしている かどうかの二つが大切で、この2つが備わって いることが必要だと思います。これらのことを、 児童相談所や支援機関がきちんと説明する必 要があると思います。里親研修をやってはいる が、それが現実的なもの、実際的なものではな いという声もあります。色々な意見はあると思 いますが、私は、里親研修の中に、里親養育の 最低基準を理解してもらうということが是非 とも必要だと考えます。児童福祉法に基づいて 養育をする。そして児童福祉法のもとで定めら れた里親養育の最低基準に基づいて養育して もらうわけですから、これらの法令の説明は不 可欠だと言えます。同時に、その方の資質の面 では、正直さと率直さ、自己開示ができるかど うか、それは、子どもを委託する側と、パート ナー・シップを組むためにどうしても必要です。 自己開示ができることが大切だといっても、あ まりにオープンすぎて、家庭の中のことが、外

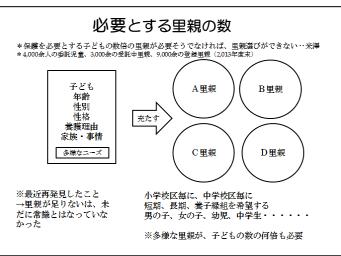
に筒抜けとなってしまうのは論外でしょうが、開いてくれるということが大切です。ですから、二回、三回と会ううちに、徐々に信頼が深まり、この人とならやっていけそうだと確信できるような関係が築けるということが大事です。その上で、子どもを迎え入れるということは、家庭そのものが新たな段階や領域に進むわけですから、ある意味危機に直面することでもある。この危機を家族のメンバーがともに乗り越えられることが必要です。里親には、里親家族には、子

どもを迎え入れるための対処能力が求められると思います。人生と生活の上に起こることへの対処能力がとても重要なポイントになります。これに完璧を求めるということではありません。しかし、一定のコミュニケーション能力、

安定感、柔軟性は欲しい。あとは、里親さんに は最初から持ち合わせていなくても、子どもを 迎え入れて養育していく中で身に付けていか れる方がおられます。素晴らしいベテラン里親 さんの中には、養育の中でこれらを身に着けて 行って、本当に柔らかい人だな、柔軟に受け止 める力のある方だなと感じる方がいます。

この他、他者の人権への尊重、自分の利益と 同じように子や実親の利益を考えることがで きるかどうか、このあたりのことはどうしても 必要なセンスのようにも思いますが、これがな ければダメだというようなことを、あらかじめ 持って置かなければならないと思います。

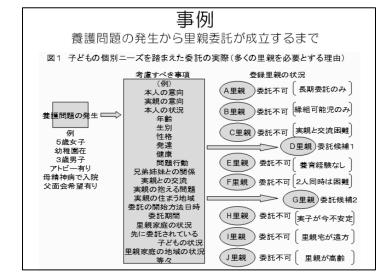
子どもと実親の立場で託せる人を探す パートナーとして相応しくない 養育者として不適切 d パートナーとして選べない 自信が持てない 課題はあるが共に やって行きたい а 安心できる パートナーになっ て欲しい ※全ての人は課題を持っている。安心できるからといって任せっぱなしで良い訳わけではない。aとbの方と組む。cの方と組む必要はない。dの方とは組むべきではない。裁量権のある行為だと考える。但し、方針の明示と 説明責任を果たすことは必要。



養育を担う里親に求められるもの

- 正直さ、率直さ 1.
- 2. バランスの良い自己開示
- 家族メンバーの良好な関係と一致 (良好なハーモニー)
- コミュニケーション能力 4.
- 安定感 5.
- 柔軟性 6.
- 他者の人権への尊重 (自分の利益と同じように子や実親の利益を考えられること)
- 里親養育の公性への理解
 - 守秘義務の遵守、共有
 - 委託者や支援者とのパートナーシップ ィ
 - 法令についての関心、遵守
 - 養育状況の報告

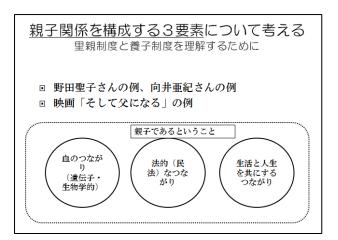
養育 + 課題に対処できる。SOSが出せる。



里親養育・里親制度の特徴

- 1. 生物学的な(遺伝的には)親子ではない
- 多くの場合、途中からの子育てである
- しかし、自分の生活と人生の中に迎え入れて 「本物の人間(親子)関係」を結ぼうとする
- 児童福祉法に基づく公的な養育である

里親養育とは、家庭という私的な領域に子どもを迎える公的養育である



里親養育の公性ということ

次に、里親養育の「公性」ということですが、 先ほど「私性」とともに「私生」があり、この 2 つのことの両方の理解が大事だと申しまし たが、以外にも預ける側や支援者の側がこの公 性を十分理解していない場合が少なくないと いうことを確認しておくべきだと思います。サ ービスを受ける人が直接契約する、例えば、障 碍者とか高齢者福祉の場合ですね。しかし、児 切に養育してもらうべく設けられたのが最低 基準で、この基準に基づいて養育するために必 要な経費を措置費として支払うのが措置制度 という構造になっています。それが児童福祉法 27 条1項3号措置なんです。子どもを小規模 住居型児童養育事業つまりファミリーホーム を行うもの、もしくは里親に委託し、または乳 児院、児童養護施設、障碍児入所施設、情緒障 碍児短期治療施設、もしくは児童自立支援施設 に入所させることも同じです。このように里親 も、ファミリーホームも施設も全く同じ法律の 条文によって子どもを委託しているし、乳児院 も児童養護施設も同じ条文に基づいていると いうことです。

実際に名古屋の児童養護施設で入所中に子どもが大きなケガ(傷害)をするということが起きて、これをめぐって訴訟となったということがありました。施設長と措置権者を訴えた裁判です。児童養護施設の職員はもともと知事のやるべき子どもの養護をしているのだから、公

童福祉法による 措置制度はそう ではなくて、当事 者の福祉ニーズ をまず調査しま す。それで必要な 福祉の援護内容 を措置権者であ る都道府県・政令 指定都市の首長 が決定する。具体 的には、児童福祉 施設や里親に措 置することを決 定する。そこで、 これを受けて適

里親養育の「公性」について

児童福祉法 都道府県の採るべき措置

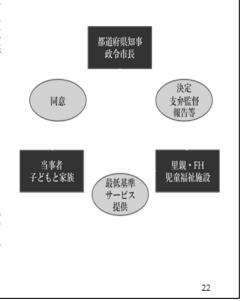
第二十七条 都道府県は、前条第一項第 一号の規定による報告又は少年法第十八 条第二項の規定による送致のあつた児童 につき、次の各号のいずれかの措置を採 らなければならない。

一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若し当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を 行う者若しくは里親に委託し、又は乳児 院、児童養護施設、障害児入所施設、情 緒障害児短期治療施設若しくは児童自立 支援施設に入所させること。

四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。



務員と同じ(見なし公務員)だという論理のも とで争われた裁判となり、判決の結果は、賠償 責任を首長に負わせるということになったの です。これに照らせば、里親も同じ条文で委託 がされているわけですから、公そのものという ことになります。施設職員は、社会福祉法人の 職員であっても、みなし公務員だということで 確定していますから、里親の場合にも、そうな る可能性がある。里親の場合でも全く同じにな るかどうかの余地はあり、里親の場合の判決は 出ていないのですけれど、それと同じ条文によ って委託されているということを、委託する人 は知らなきゃいけない。里親さんも知らなきゃ いけない。支援者も知らなきゃいけないという ことだと思います。

私性の理解を誤らない

里親養育とは、養育者の家庭という極めて私的な領 域・世界に子どもを迎え入れて行う公的な養育であ







全くの「私」であり、全くの 「公」である

てしまっている。そして、広く行きわたってし まったこのような捉え方に、研究者さえもが、 「そうだそうだ」という話になって、他の角度 からの話が出ないことを残念に思います。

このようなことは、児童相談所の側の在り方 に課題があることは事実だとしても、里親の側 にも課題がある。児童相談所側と里親の側の両 方に原因があると思います。実際にきちんと児 童相談所の方が何回も頻度も高く会うことが できていなかったり、丁寧に話を聴けていなか ったり、実際に里親家庭から、乱暴なかたちで 子どもの引き上げということがあったという ことが、事実としてあったんだろうと思います。 しかし、そのような例ばかりではないはずです。 そのような例が全てではないにも関わらず、そ れが悲しいことであって受け入れがたいこと だということであったために、何らかのかたち で自分たちが養育に参加できなかったという 感覚を体験したことのある人たちが共有した。 そしてそれを伝聞で聞いたような人までもが、 こぞって、みんなそうだそうだと言ってしまっ たということがあるのではないかと思います。 そして、このようなかたちで広まったことの負 の影響に注意を払わなければならないと思い ます。

養育のモニタリングの重要性

このことで大事なことは、支援、 支援と言っていますが、きちんと養 育がされているかということをモ ニタリングすることなんだと思い ます。にもかかわらず、「児童相談 所には、養育の悩みを打ち明けられ ない。」「児童相談所には、ダメな里 親と思われてしまう。」「正直に話し たら子どもを引き上げられてしま う。」こういう話が広く一般化され

モニタリングの重要性と 里親と委託者との溝・行き違い

「児童相談所には養育の悩みは打ち明けられない」 「駄目な里親だと思われてします」「正直に話した ら、子どもを引き上げられてしまった」



このような言説が何故拡がるか? このことからの(負の)効果は?

- 「実際にそのような事実があった」「必要な対応や委託解除であっ たが、里親が受け止めきれなかった」「ネット、集まり、マスコミ、 研究者等により、広く共有された」
- 接触の機会が少ない 事実が正確に把握されない この言説の広まりは、特に新規に委託される里親の孤立を招く
- 里親と児童相談所の良好な関係は、実績がある。里親と児相の双方 の努力で改善しなければならない

さきほど法律の話をしましたが、里親養育の 位置づけは、そこでお話ししたような法律の構 成になっています。一番重要なのは、子どもを 困難な、あるいはひどい養育状況に置くような ことを防ぐようにすることです。ひどい養育状 況に陥るということは、養育者も大変で苦労し ている状況だということがほとんどではない でしょうか。ですから、行われている養育がど ういうものかということを、ちゃんとわかるよ うにしておくことが必要です。先ほど申し上げ ていたような言説だけが広まってしまうと、結 局不利益を被るのは、子どもであり、里親さん です。お伝えしたような話が広まれば広まるほ ど、なおさら里親さんと児童相談所との良好な 関係は築きにくくなって、養育者の孤立、子ど もにしわ寄せがいくのだということに気を付 かなければならないと思います。やっぱり一番 大事な支援は、養育の状況を把握し続けること。 それは、子どもが成長するその家庭で幸せにな ることを確認しつづけることだし、里親さんが 頑張っていること、意図的にかかわっているこ と、私生活の中で関わっている様々な出来事に ついて知ることなのだと思います。それは、里 親さんを支えることであって、決して上から目 線の管理ではないと理解し合意しておく必要 があると思います。

支援の中心はスーパーバイズ

このように考えて行くと、これは単なるモニタリングを行うということだけではなくて、里親支援の中心はスーパーバイズであると言えるだろうと思います。この辺のことは、私の言葉ではなくて、京都府立大学で教鞭をとられて来た津崎哲雄先生が教えてくださったことです。「日本では里親支援、里親支援っていうけれど、イギリスではスーパーバイズっていうん

だよ。」って言ってくださいました。里親さんは子どもを育てる実践者。養育者であるわけです。養育者に対して支援を担う実践者は、その養育が適切に行われるかどうかを常に把握して、ちゃんと支援する、それがスーパーバイズそのものなんだという風に先生はおっしゃっていました。実際にどんなことが起こっているならそれを止めて好循環に変えるように支援する、そして、もし、最悪なこと、まさに里親による虐待が生じようとしているなら、それを防ぎ、養育の不調を防いでいくということが大事です。

そのためには、里親の感じていること、里親が考えていること、里親さんの見方を真摯に受け取り、それを活用して行く。良い取り組みや頑張りを高く評価し、強化する。里親さんがどんなときに元気を失うのかというと、自分の意見を聞いてもらえないときだと、ある市の里親会の会長さんが教えてくださいました。里親は子どもとの暮らしの中で、この子どもはこうなんじゃないかと、日々一緒に暮らしているからこそ感じている。それを、里親さんは、支援者や児童相談所に伝える。でも、それをちゃんと聞いてもらえない。そうなればどうなるか。当然のこととして、自分は認められていないのだと感じる。それが一番元気を失わせる。

十分にお話しを聞いた上で、その見方やその 見方に至ったプロセスなどを尊重する。そうで すねと聞いたうえで、そのうえで、場合によっ ては、プラスこういう見方もあります、このよ うな方法はどうでしょうかと別な見方ややり 方をご紹介する。スーパーバイズとは、支持機 能を基盤としたうえで、教育機能がその上に載 ってくるものだと言えると思います。養育者の 見方や今までのやり方を踏まえた上で、つなげ

るべき、様々な資源や情報を伝えるということ が、とても大事だと思います。

スーパーバイズを受けることは、実践者の義 務であり権利だということを申し上げておき たいと思います。私は、専門職大学院で、ソー シャルワーカーの養成をしており、私のゼミに は、自治体のソーシャルワーカーや施設職員の 方らが学んでいます。この中には毎年のように スクールソーシャルワーカーの方もいます。ス クールソーシャルワーカーの方は、本当ご苦労 されています。一人職場で、同じ専門職からは スーパーバイズがうけられない。彼らは本当に 困っています。ソーシャルワーカーの支援が何 時も適切であるとはいえません。そうなるよう に努めても、時々間違った支援をしてしまう。 これは無理もないことですけれど、支援を受け る側にとっては、不利益そのものです。人の生 活や人生に関わるこれだけ大事な仕事を行う ということであれば、スーパーバイズが行われ なければなりません。受けることは権利だし、 スーパーバイズの体制を整えることは義務だ と思います。そのことがなされなければならな いと思います。

上から目線でなされる下位者に対する指導 ではないです。特に養育者である里親さんに対 してなされるべきスーパーバイズは、その里親 さんが自己開示できるようにあるがままのこ とを聞いて、良くその方のことを観て、その方 を理解して、その里親さんとそこで行われてい る養育、そして子どもを支えて行く。そういう ことをやっていくことが大事だと思います。

このことは、実は当たり前のことで、施設で あれば、児童指導員の方や保育士の方が担当と して子どもを養育すれば、主任さんや課長さん や園長先生が、「どう?」「大丈夫?」「順調?」 って、必ず聞いてくれるわけでしょう。別にア

ドバイスをするわけでもなくて、関心を示して くれて、起こっている出来事をちゃんと見てい てくれるわけです。 そして、万一やり方が少 しおかしなものであったり行き過ぎたもので あったりすれば、「ちょっとそれは待って…」 と言ってくれるわけでしょう。様々なスタッフ の方がいて、補ってくれるわけです。そのよう な関わりが里親さんにはないのです。

里親さんが行う養育が、施設が行うものと同 じように公の養育であれば、この体制を保障し なければならないはずです。それこそが大事な んだと思います。それが支援であってスーパー バイズだと思います。子どもと養育者の間がよ りよいものになるためには、その養育者を支援 者なり委託者が、言い換えれば児童相談所なり 里親支援専門相談員さんがスーパーバイザー として支える。子どもと里親との間でまずいこ とが起こっていないか、里親のもとで虐待等が

委託者が行うべき養育支援の内容

SVの3つの機能を参考にした整理

- 何が起こっているかを把握し、悪循環を好循環に変 えて、最悪を防ぐ (管理的機能)
- 里親の感じていること、所見を真摯に受け取り、活 用する。良い取り組みや頑張りを高く評価し、強化

(支持機能、治療的機能)

- 3. 有用な情報や方法を伝達する
 - (教育的機能、あっせん機能)

 - * SVを受けることは、実践者の権利であり義務である * SVは、高い能力を持つ者が持たないものを支配・監督するものではない * 一方、支援者は、自らの「権力性」を自覚しなければならない。

起こっているようなことがないかどうかをち やんと確認している。このスーパーバイズが不 可欠だと思います。支援の中心は、そこにある のではないかと思います。

養育者の義務、且つ、義務としての スーパーバイス SV (広義) 里親 (バイジー) 保育士・児童 指導員 支援者・委託 者 (バイザー) 子ども 施設長・管理者 上から目線の指導はいらない 子どもを守り、養育者を守らなければならない ※ バイザーはもとより、バイジーにも責任がある※ スーパーバイズとは、適切な実践のための「体制」である

DVD の制作のこと

ここで、監修者として関わった DVD のこと を話題にさせて頂きます。現在日本社会事業大 学で教鞭をとられておられる木村容子先生と 家庭養護促進協会神戸事務所は縁が深い間柄 だと伺っておりますが、この DVD にもお願い をして出演していただきました。

このDVDの制作に関わらせて頂いた動機は、 各自治体が独自に制作するとすれば、100万 円単位の予算がかかるだろうと推察したこと にあります。私は埼玉県と東京都の里親制度の 広報 DVD の作成のお手伝いをさせていただき ましたが、各自治体とも、独自のものを作ろう としてもそうは予算が取れないはずだと思い ます。でも、必要性は高い。そう考えていた折 に、この制作会社から、過去に虐待防止の DVD を作ったときに、良いものが出来たという縁で、 里親のDVDを作りたいので監修をして欲しい

養育者を元気にするもの 同 の元気を奪うもの

- 「大変ですね」では足りない。
- 大方の知識や情報は、自分で獲得できる。
- 「実践者」として認められなければ、元気は出ない。 軽んじられるとき、人は失望し、任を果たせなくなる。 成長しない。

国連児童の代替的養護に関する指針

118. 所轄の当局又は機関は、児童のニーズを評価した上、評価したニーズを里親候補の能力及び 資源とマッチさせるシステムを構築し、関係者全員が児童の委託に対応できるシステムを案出し、関 係職員をそのように訓練すべきである。

119 児童の家族、地域団体、文化的集団とのつながりを維持しつつ児童に養護と保護を提供できる 公認の里親を各地に確保すべきである。

120. 里親向けの特別な準備、支援及びカウンセリングサービスを策定し、児童の養護期間中及び養 護の前後に、養護者が定期的に利用できるようにすべきである。

121. 養護者は、里親組織及び親の養護下にない児童を支援するその他の制度の中で、自らの意見 が聴かれ、方針に影響を及ぼす機会を持つべきである。

122. 重要な相互支援を提供し、実践と政策展開に貢献することができる、里親の団体の設立を奨励 すべきである。

という依頼があったので参加しました。買うと とても高いのです。驚かないでくださいね。そ の金額を聴いたときには騙されたと思ったほ どです。6万円です。高額商品の騙し商売に関 与してしまったのかと思って苦情を申し込ん だんですけど、実はライブラリー価格というも のだそうで、これは、これを使って一般の方を 対象に放映して講座を開いてもいいですよと いう権利が入っているものだそうです。図書館 等に置いてもらって貸出の対象にすることも できる。そういったものを含んでの価格だそう です。幸い「文部科学省選定」にもなったらし く、図書館など社会教育施設で購入した場合の 補助対象にもなりやすいと伺っています。そう いうことでしたので、制作に関与させていただ くことにしました。

立場は監修ということでしたが、シナリオと 監督を担当された方とは、前の作品でもご一緒 させ頂いた間柄でしたので、何度も何度もシナ リオの直しを交換して、間違いを直しながら作 っていきました。それでも、「先生、できまし た!試写してください」と来られました時に、 「えーー!!これではだめです。」ということ が起こって。「この場面は撮り直してください。」 とお願いをした場面があります。どこでしょう か。この後の話と重なるのです。この DVD の 中で、そこが最も強調したかったところで、家 族全員が話し合って合意して里親になるとい うのをちゃんといれたかったのです。里親にな るというのは、家族メンバーにそれぞれの受け 止め方があって、全員が同じではなく、みんな 温度差があるものですよね。この DVD に登場 する家族の場合には、奥さんが里親になりたい と言い出し、ご主人はあんまり乗り気ではなく て、でも、いろんなプロセスを通じて納得して、 同意して同じ歩調で始める。しかし、全ての里

親さんがそういうわけではありません。中には 男性の側が主導して奥様の方は、本音では嫌々 ではあるものの No とは言えなくて、里親にな るような例だってあるのです。

不妊の原因は様々です。男性に原因がある、女性に原因がある、組み合わせにある、両方にあると色々ありますが、日本では相変わらず女性の問題としてとらえられやすい。男女間の力関係もあったり、実家からのプレッシャーもあったりする。まして実際に不妊原因が女性にあったという時には、その女性の方は子どもを迎えることに不安があって望んでないけれど拒否できないということになりがちです。そのような関係のまま里親になってしまうとしたら、子どもにとっても不幸、ご夫婦にとっても、家族にとっても不幸になるかも知れない。それを表現したかった。

もうひとつ大事にしたかったのは、この DVDの中に、ちゃんとした児童相談所の調査 のプロセスを入れたかったのです。まず、面接 室で話をきいて考えてもらう。その後十分吟味 してもらい夫婦で話し合ってもらった上で家 庭訪問をさせていただく。家屋の様子、家庭内 のご様子なんかも見させていただく。家族全員 が参加する面接を、家庭訪問のときにするとい うことが大事だということを入れたかった。

制作途中でハプニングがあったというのは、「家族全員と面接をします」としていたのに、 試写のときに出てきた映像は、里父さん候補、 里母さん候補、おばあちゃん、だけだったんで す。この家庭には実子がいるにも関わらず、実 子が家庭訪問の時に自宅にいない作りになっ ていたのです。児童相談所職員役2名と父母と 祖母の5人の面接を既に撮影して出来上がり として来てしまったのです。それで、「ダメで す!一番影響を受けるのは、誰だと思います

か?そこにいる子どもでしょ! |子どもの意向 とか、子どもがどんな子だとか、子どもがどん な生活をしているのかも含めて見てこなけれ ば、話になりません。ちゃんとシナリオに家族 全員と面接としますと書いてあったじゃない ですか!と監督さんに言ったら、あー、そうで すね。うかつでした。こどもさんが最初からき ょうだいが欲しいという流れでしたから、大人 の話ということで良いと考えてしまいました。 弱りました。あの家のセットを借りるのはすご く高いのですよね。お父さんとお母さんと児相 の職員の5人の役者のスケジュールを合わせ るのもすごく大変なんです。子どものスケジュ ールを合わせるのも大変で予算が足りないと いうことになりまして、仕方なく、実子が登場 する場面は違う家で、その部分だけ撮影しても らって、あたかも全員いたかのようにくっつけ るということになりました。

しかし、これと同じことが実践上でも起こる んじゃないか思います。ですので、あえてこの 裏話をさせてもらっています。家族一緒のとこ ろを見ておくことが大切です。それは、子ども を家族が迎える。場合によっては、地域で迎え る。このことを踏まえた上で調査をし、調査そ のものが子どもを迎える準備になる。これが大 事だなと思います。

里親委託で子どもを迎えるというのは、「しっかりした家庭があって、そこに子どもを迎える。しっかりした家庭だから子どもを迎えても受け止めてくれる。影響はあるけれどもだから大丈夫。」そういうものではありません。

私自身も、図の左側に示し たように考えがちでした。私

里親委託とは

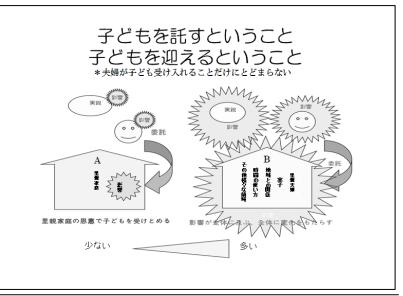
- 子どもの里親家庭への適応
- 里親家庭の変容
- 文化と文化のぶつかり合い、融合、新しい創造



全ての委託児童に支援が必要 すべて里親家庭に支援が必要 ※委託後1年程度は様々なことがあるのは事実 ※「里親委託される子どもはみな愛着障害」は不適切

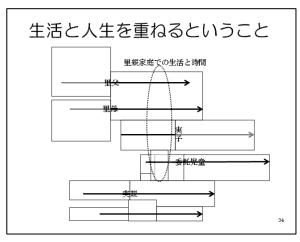
は10年以上前に児童相談所を辞めましたが、 県の職員を24年間やっていた期間の多くは、 この左側のイメージで里親委託をとらえてい ました。良い方に里親さんになってもらって子 どもを預ける、そういう人に子どもを迎えても らう、というイメージでした。でも本当は違う んだ。こっちだということを教えられました。 家庭養護促進協会から教えていただいたので す。大阪事務所の岩崎さんが、子どもはとにか く里親さんのもとにくると試し行動はあるし、 赤ちゃんがえりはあるし、過食はあるよといつ もお話しをされて来られていました。

子どもにとっては、それまでの環境から全く 違う世界に入ってくる。子どもにとっては外国 で住むかのような、そこに、新しい環境に必死 に適応するプロセスなんだ。里親委託とはそう



いうものなんだと教えられました。

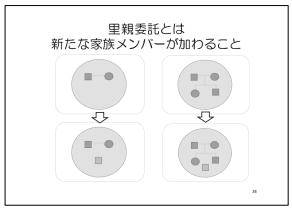
一方で迎える側の里親さんにとっても、それまでとは違う、新しい異質なメンバーを一人迎えること。そのことによってそれまで夫婦ふたりの生活だった、或いは、実子がいれば、その実子を含む3人か、4人で生活するという家族から、この新しいメンバーを家族に迎えてプラ



ス1の4人ないし5人の新しい家族を作っていく。そうなれば家族メンバー相互と家族全体の関係性が見直される。時間の過ごし方から家族以外の様々な人々や機関との付き合い方も見直される。家族が変わっていくのだということを教えられました。家族にとって、左側に示

したようなものじゃなく て、家族全体がゆすぶら れる、激震が走るという ようなものであると。そ して、これに加えて、た とえ実親と離れていよう と交流があろうと、実親 の存在がそこに影響を与 えるというものだと。

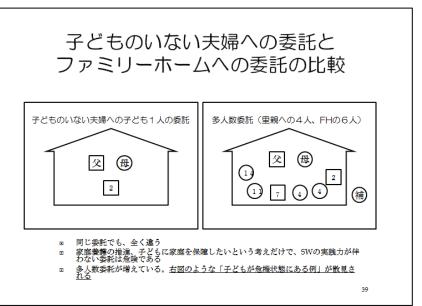
ずっと昔ですが、私は 現場にいたときに、家庭 養護促進協会が宝塚で開いた研修で、家族システム論をテーマにしたときに、当時所属していた児相から出張扱いで参加させていただきました。その時の研修では、さまざまな演習があって、とても多くのことを教えて頂きました。家族はシステムだと。独立したパーツが互いに関連しあって全体としてまとまりのあるシステムなんだと。一部に何らかの変化が起こった



時には、全体がゆすぶられるし、影響がくまな く行きわたる。

里親委託は家庭の変容と創造

里親委託とは、子どもの里親家庭への適応であり、里親家庭の変容であり、文化と文化のぶつかり合い、融合であり新しい創造なんだとい



うことを、きちんと理解していく必要があると 思います。これを図にしたのがこれです。

夫婦ふたりのところに、一人の子どもがくるというあり方から、こちらのあり方に変わる。「実子の養育の経験があるから、里親として子どもの委託を受けても、その子どもの養育が適切に行われるだろう」そういうものではない。むしろ4人で生活してきたところに一人の子どもがくる。二人ならば、家族メンバー相互のコミュニケーションパターンは少ないわけですけれど、5人ということになるとコミュニケーションパターンはとても複雑になる。2人から3人になるより、4人が5人になる方が家族の変容としては難しいということもあり得る。そのあたりをちゃんと理解しておかないといけない

夫婦だけと二人の実子がいるという場合だけではなくて、ファミリーホームの場合との比較も見ておきたいと思います。子どものいない夫婦の場合はこちらで、こちらが多人数のところに子どもが委託されるということですが、同じ家庭養護であっても、同じ面もありますが、これとこれとはまったく違うものだということが図を見ていただければ明らかだと思います。このことを理解しておく必要があると思います。

ファミリーホームの場合にも、子どもが危機 状態にある例が散見されるという風に書きま したが、これは本当に危ない例が見られる。1 4歳・中2、11歳・小6、7歳・小1、学校 上がってまもない子どもを含む3人の養育の 適切が行われて安定していた。そこでこれは信 頼のおける里親さんだという判断のもとで、4 歳の子を次にお願いした。ファミリーホームの 登録をして、次に同じ年の4歳の子どもを委託 した。5人か6人で何とかやっていた。さらに、 緊急対応を要するケースがあって受け皿がほ しいんだということになり、さらに新たに2歳 の子どもを委託した。こういうことが起こって います。一般家庭と違って養育補助者がいるか ら何とかやっていけるというように思われが ちですけれど、家庭の中で起こっていることは 実は大変なことだったりします。この図は、実 際にあった事例をもとにして創作したもので すが、同じ4歳児である二人が対抗関係にある のです。子ども2人の力は一致しているとは限 らない。片一方は高い適応力がある。片一方の 子どもは発達が遅れ気味である。ここの段階で 既に子どもたちの間では、養育者の関心を自分 たちに向けようとする争いが起こっているの です。そこに、新たに2歳の子どもが委託され るということになれば、養育者の関心や手出し は実際のところ2歳児の方に向けられるはず です。そうなると、今まででさえ、勝つか負け るかのようなところにいた4歳児たちはどう なるでしょうか。2歳の子どもがこの関係の中 に入って来たわけですから、4歳児たちは更に 厳しい状況になって、二人とも様々な問題を起 こし、発達障害のような様相の行動を起こすこ とだってありうる。そうなれば、ファミリーホ ームの養育者の方が、「この子はとても難しい」 「とてもうちでは養育できない」ということに なって、結局4歳児の一方の子どもが引き上げ られるようなことも起こる。単に養育者が養育 力を持って迎えるというわけでなくて、家族の 相互関連の中に、メンバーが入って来て様々な ことが起こる。そういう視点で、委託、モニタ リング、スーパーバイズをしていくということ が必要です。当たり前といえば、当たり前のこ となのですが。大事だと思います。

話が少し、後戻りします。

「平時が解ってはじめて特別なことや変化と

いうものがわかる」ということです。この適応 のプロセスと、里親家庭で起こっていることを 理解し、それをともに乗り越えることが支援者 の関わりの柱になると強調しました。

委託直後の里親への支援

- 1 「平時」が解ってはじめて「特別」「変化」がわかる 9 担当者の亦更により 紹介 準備 本法 禾����
- 2 担当者の変更により、紹介、準備、交流、委託、委託後の 分断が当たり前のように行われている
- 3 「相談」の不活発は当然のこと
- 4 委託後訪問の義務・責任と受け入れの義務・責任
- 5 里親への養育支援は、「1つの機関(人)が責任を持つ」+「複数機関・者の助け」で成り立つ
- 6 責任を持つべき機関は訪問の頻度が重要
- 7 子の適応のプロセスと里親家庭で起こっていることを 知り・理解し、これを共に乗り越えることが支援者の関 わりの柱になる
- 8 この関わりを他の機関に委託する場合、情報の共有と 報告の方法の明確化が課題となる

子どもを委託した。「何かがあったら、相談 してください、いつでもいいですから」と言い がちです。しかし、そもそも良く考えてみると、 「何かがあったら」とはどうゆうことか。良く 考えてみると、「里親家庭に子どもが新しく迎 え入れられた。」メンバーが一人増えている、 里親家庭に子どもが入って来た、一人加わると いうことは「すでに何かが起こっている」とい うことなのです。すでに起こっているにも関わ らず、起こっていることを前提にせずに、「何 かあったら」と言葉をかけてはいないかという ことを問いたいと思います。まさに、今までと まったく違うことが起こっているわけですか ら、それを前提に支援をする。子どもを委託さ れる。一人のメンバーを迎えるということ。こ のことの意味を、委託者、支援者と里親さんの みんなが了解しているかどうか。そして、「す でに何かが起こった」、だから「さまざまなこ とが当然起こりつつありますよ」、ということ を委託前に取り扱っていることが大切だと思 います。

様々なことが起こっているから、その変化を、 ともに歩んでいって乗り越える、そのプロセス は養育者である里親と委託者あるいは支援者である私たちとの共同作業だ。だから常時定期的に起こっていることに対して共有させてもらいたい、確認をさせてもらいたいという契約が大事なんだと思います。それがマッチングという作業の中にあるかどうかということが、そのあとのモニタリング、実際には家庭訪問をさせていただいたり、事務所に来ていただいたりして面接を行うことの成否の前提となる。委託前或いは委託するときにこのことについての契約がなければ、それをスムーズに行うことはできない。到底行いようがないと思います。

何かあったらじゃなくて、起こっている出来事を確認する。共有する。例えば、今日子どもを委託した。翌日には電話をする。そして「昨日は、あのあと夕ごはんをちゃんと食べられました?昨日よく眠れました?子どもがいると、ぐっすりは眠れませんよね。」というようなかかわりが不可欠です。そういった声かけが翌日にあるかないかで決まって来るのではないでしょうか。

また、その前の段階として、交流のプロセスの中でいろいろ起こって来る出来事について、適切にやりとりがされているかどうかが大事だと思います。子どもに会いに行った翌日には電話する。子どもを家庭に連れて行くという最初の日には様々なことと出会うことだから、その日や翌日には電話をする。子どもの長期外泊や委託が開始されるなら、「一週間後には家庭訪問しますよ。でも、その前であっても気がかりなことがあったら、連絡してください。」という声かけをしておくことが必要です。一週間後の訪問です。一週間後には必ず訪問して、その間に起こったこと等についてお聞きし、その時の様子を十分確認して、どういうことが起こっているか、確認をしていくかということが大

切です。

ごすこと。何があったのかを聞くということが 大事だと思います。

里親委託というのは、子どもの適応のプロセスであり、子どもを迎えた里親さんがその新しい家族をつくり、新しい生活を始められるということ。これを定期的に確認していく。

これについては、現行の児童相談所の運営指 針の中にも、2週間に1回の家庭訪問をするこ と、委託後に行われるべき訪問の頻度が書かれ るようになった。児童福祉法が昭和22年にで きて昭和23年に施行されたわけですが、その ときに、家庭養育促進要綱というのができて、 その時にすでに担当者を決めて訪問するとい うことが頻度も含めて書かれていたのです。昭 和62年の改正まで、訪問の頻度は明示されて いました。それが、62年にいったんなくなっ てしまった。それをもう一度復活した。大事な ことが一時期落ちていたんです。お互いに来て もらう、訪問するなどということは面倒臭いか もしれない。そして、訪問を受け入れるのは大 変だと思います。しかし、子どもを家庭に迎え るわけですから、大変だけど、来てもらう必要

訪問の頻度

児童相談所運営指針

(2) 定期的な訪問

里親担当者は、定期的に訪問するなどにより、「里親が行う養育に関する最低基準」が連守され、適切な養育が行われるよう子どもの養養育について必要な相談等の支援及び指導を行うこと。また、委託児童の担当者も定期的に訪問すること。要であり、訪問による子どもの状態の把握や養育に関する里親からのこの定期的な訪問による相談等の支援は、児童相談所の里親担当者や委託児童の担当者に加え、里親支援機関事業の里親兵は、児童相談所の里親担当者や委託児童の担当者に加え、里親支援機関事業の里親委託等推進員や、児童養養施設及び乳児院に置かれる里親支援専門相談員と分担連携し行うこと。この場合、これらの者と定期的に会議を行うなどにより、相互にケースの情報共有を行うこと。上記による定期的な訪問については、特に委託直後は、手厚い支援が必要であり、訪問による子どもの状態の把握や養育に関する里親からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援することとし、その後においても、里親を孤立させずに相談しやすい関係を保持することとし、その後においても、里親を孤立させずに相談した。すい関係を保持することとし、そのほか、児童を委託した直後の2か月間回程度、委託2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、定期的に訪問することとし、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問すること。

(3) 里親支援機関との連携

里親支援に当たっては、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施 設等を里親支援機関に指定するなどし、里親名簿その他の必要な情報を共有して、連携 して効果的に行う体制を構築する。なお、法第11条第4項及び第5項の規定に基づき、 里親支援の業務の委託先には、守秘義務が設けられている。

> がある。行くのも大変だけど、行く。そこで、 定期的な接触をお互いの約束のもとで続けて いく。そうすることではじめて、何が起こって いるかがわかるし、子どもがどんな状態でいる かわかる。養育の質がわかるし、養育の質が保 たれる。こうした訪問での関わりを通じて、そ れこそ閉鎖的になり、透明性がないものとなっ てしまいかねない里親養育を変えていくもの になると思います。

> 支援者と養育者との間に生じる「不信」という問題も、会い続けることで変わって行く。信頼関係を醸成し、また、そこでトラブルもある

子どものための制度の強調過ぎの危険

- 1. 不妊治療の経験が適切に考慮されているか
- 2. 夫婦がどのように出会い、経験してきたことに、今までどのように対処してきたかを十分聞き取っているか
- 3. 登録時に、きちんとした家族面接をしているか 実子

里親になることを希望するものの親 その他の同居者(ペットを含む) 近隣、友人、職場との関係 家庭の「開き」方 社会資源の利用に仕方・力

主に問い合わせ時 登録時 けど、付き合い続けながら乗り越えていくとい うことが生まれてくる。そういうことが大事な のかなと思います。

里親さんに対しては、「私性」ということを 支援者が十分に理解したうえで、同時に「公の 養育」であることを理解して頂いた上で、この ような支援契約を結び、実行していくことが大 事なのではないかと思います。

里親の私性への理解を深める

- 1 今までの、人、関係、人生と生活の全体を理解する

 - * 問い合わせを受けるところから始まる * 聞き取りと観察 面接+家庭訪問+家族面接 * これら全てを通じて、信頼関係を築く
- 2 里親になる動悸、影響を与えていることを理解する <u>本当のところを知る</u> 変換を支援する
 - 動悸:* 子どもの福祉への理解 * 子胥てがしたい
- * 養子を得たい
- 変化に寄りそう

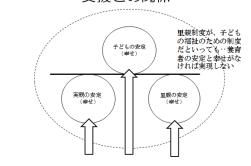
主に

委託後の養育中 自立準備時

- 3 これから起こることと、これへの対処・家族の変容 を理解する

 - 子どもがいてもいなくとも起こる 内的要因、外的要因、相互の関係によっても生じる 子どもの成長やライフステージの推移によって起こる

子どもの幸せと実親・里親の幸せと 支援との関係



共に暮らすということは

- 1. 公私混同が起こる
- 2. 感情的になる
- 前のことが気になる
- 先のことが心配
- 里親家庭のメンバーの人生に起こることと連動してい
- 支援者はそれを理解し、寄り添うことが不可欠(敬意 を払い、注意を怠らない)
- 里親当事者の相互支援への尊重、保障

受講者からの質問

登録してから、ずっと子どもの委託がなくて、 やっと子どもを受託できたという場合に、一歩 間違うと間違った委託を押し付けてしまう可 能性があるというお話がありましたが、詳しく 教えて下さい。

宮島 里親さんがどういう人か知るという ことが、大事なことだとは思います。知るポイ ントとして、こちらが投げかけたものをどう受 け止めてくださったか、里親さんご夫婦が、互 いの間で、どのようなやり取りをされたか、そ の上で、どのように意思決定されたのか、この ようなことを丁寧に聴くということが大事だ と思っています。

このようなことを伺うことは、委託者や支援 者の側・こちら側と里親さんとの間の相互理解 を促進します。また、里親さんが、自分たちの 自己決定の仕方を振り返るという機会にもな ると思います。

特に、子どもを迎えることを決めた里親さん が、どんなプロセスで、その決断をしたのかと いうことを、丁寧に聴く必要があると思います。 現場にいたときには、私なりには努めてはきた つもりですが、実際には全然足りなくてひどい ことをしていたなと思っています。

同様に、他のことでも、たくさんの後ろめた さがあるのですが、一度養育の不調を経験があ る人に、新たな委託をお願いするということで、 私の紹介のタイミングは、前の養育の不調を経 験して、悩んで悩んで里親を続けるかどうかと いうことをぎりぎりまで悩み続けていたであ ろう人に、私は、断りがたいような委託をお願 いしていたんだなぁと、振り返えざるを得ない のです。その里親さんとは、退職して10年以 上も経たのちの今も付き合いがあります。そし

て、いまでも、その委託の経緯には後ろめたさ が残っています。

養育の不調の悲しみや苦しみを十分取り扱 われないままの時に、お子さんをお願いしたい と紹介した。その委託は、0歳児の委託でした。 20数年まえですけども受け入れてくださっ た。生まれてすぐではないけれど、難しい背景 を持っている子どもさんで交流をしている間 もずっと微熱を出していて、もうこのタイミン グで委託を始めましょうと乳児院の方も言っ てくださり、そのお子さんを迎え入れてくださ った。行った途端に熱が出なくなったのです。 そのときのことは、恥ずかしい話ですが、この 子は、このタイミングで里親に行かなかったら、 家庭での生活が経験できないと思うので、場合 によっては、小学校にあがるままでは家庭での 生活をさせたい、短期間でもいいのですとお願 いした。でも、今であればどうにかわかります が、0歳で委託して小学校入学までの期間を共 にしたら、もう離れられっこない。一生のこと になって、今は20数歳になって、軽度知的障 害があるのですが、18になってからは、グル ープホームで生活をしながら、週末は里親さん のお家に外泊をするという生活をされ、福祉的 就労をしながら暮らしておられます。その里親 さんは、その後も別のお子さんを何人か受けて くださった。次の子どもも私が委託を担当した のです。その里親さんは、自立の難しい子ども たちの就労の場を作るとして今NPO法人を立 ち上げたりしておられます。私が、このような 言い方をすることは、かえって不遜なことだと は思いますが、酷なことを人生に与えてしまっ たのではないかという思いがあります。でもそ の方は、私に対して、「できの悪いのを押し付 けられて困ったよ。でも、子どもは幸せになっ ているよ」と笑いながら言ってくださったこと

がありました。

多くの里親さんは、不妊治療を続けて子どもが授かるのを心から願っていたがだめだったという経験をしている。治療を受けている最中は、私も子どもが与えられたのは結婚して8年目だったのですが、子どもができない間、夫婦にはいろいろな葛藤が生じるわけですよね。性行為をするにしても、愛するための行為でなく種がほしいのかみたいなことを感じて喧嘩にもなるわけです。

そういう経験を経て、子どもを得られないで 里親になる。やっぱりこの話を断ったらもう次 はこないんじゃないかと思うのは当然のこと で、それは大きいことだと思います。だから、 お子さんの受け入れを断ってもいいんだとい う話をしっかりする。引っ掛かりがある、ピン とこないというときは、それがはっきりした理 由じゃなくても断っていいんだと伝えた上で、 委託の打診についてのお話はすべきであろう と思います。

昨日の東京都の児童福祉審議会の席で、ファ ミリーホームをしている方が一度も断ったこ とがないということをおっしゃっていたので すが、その方は柔軟性があってそうなんだと思 いますけれど、他の方の場合でもそれでいいの かということはある。やっぱり、一緒に暮らし て一緒の空気を吸って、一緒に生きていくわけ です。人生を重ねるわけですから、相性は大事 だと思います。それを断ることを身勝手だとい うことはあってはならないだろうと思います。 ただ、交流を始めてから断ることは、子どもに とってダメージになるのでできるだけ避けた い。これは里親さんの側にとっても同様なので はないかと思います。ある時、交流を長い間し ていても関係が深まらず、何で関係が深まらな いのだろうということになり、最初の面会から

ずっと関わってくださっていた乳児院の方と も話しあい、面会に同行させて頂くようなこと もした上で、こちら側の考えを里親さんご本人 に伝え、交流をやめていただいたこともありま す。そのとき、このことは里親さんにしてみれ ば、流産に匹敵するようなことだと感じました。 酷なことだったと。交流を始める前になぜ、避 けられなかったのだろうと思います。

できるだけ、それまでの養育者と委託者とが、 そして支援をするものがカンファレンスして から、里親さんには紹介をしたい。また、紹介 するときには、里親さんに簡単な状況をお伝え して、考えてもらって、断ってもいいんだよと いうことをいって、質問を受けるようなことを した上で、意向をお聞きしたい。その意向を伺 う日は、その日ということでは無理ですよね。 2から3日、場合によっては一週間ぐらい考え てもらって、その考えたプロセスについてもち ゃんとお聞きした上で、なんか気がすすまない というときにはその内容も聞いた上で、考えた 内容をよく聞いて、次の段階に進めるかどうか を決める。このようなやりとりが共有されると、 信頼関係ができる。だから結果が断るというこ とであっても次の機会には委託を打診するこ とができる。

養育の不調となった時でも、不調になった里 親さんの悲しみを丁寧にきくということが大 事だと大分県の河野さんが書いておられまし た。やっぱりそういうことが必要なんだなと思 いました。このようなことも含めて未委託里親 の把握ということも大事だと思います。

不妊治療をあきらめて、里親登録をして、さあ 何時子どもが来るかという期待の高まりが、ど のくらい持続するかというと、おそらく、それ ほど長くはない、1年か1年半ぐらいなのでは ないかと思います。この期間ということも意識

する必要があると思います。その待っている期 間に担当者の変更があったりすると、せっかく の良い里親さんの情報が引き継がれないとい うことも起こる。役所では人事異動が避けられ ないと思いますが、施設の里親支援専門相談員 の方が、継続的に関わり続けてくださってこれ を補っていただけるなら、連続性が失われない 支援が展開できる。そのようなことが期待でき、 且つ、大事かなと思います。